

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第1 環境省組織令の一部改正

1 地方環境事務所の名称変更

環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改めるとともに、各地方環境局の名称を「北海道環境局」、「東北環境局」、「福島環境局」、「関東環境局」、「中部環境局」、「近畿環境局」、「中国四国環境局」及び「九州環境局」に改める。(第五十条第一項等関係)

2 地方環境局の内部組織に関する規定の新設

北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に、それぞれ次長一人を置くとともに、地方環境局の内部組織に関する規定を新設する。(第五十一条関係)

第2 その他関係政令の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則関係)